

受付窓口の変更のお知らせ (平成27年4月1日から)

郡山市に所在する高度管理医療機器等販売・貸与業及び管理医療機器販売・貸与業について、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律に規定する申請及び届出等の受付窓口が変更になります。

第3次地域主権改革一括法*（平成27年4月1日施行分）が施行されることに伴い、郡山市に所在する高度管理医療機器等販売・貸与業及び管理医療機器販売・貸与業に関しては、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（以下「医薬品医療機器等法」という。）第39条、法第39条の3で規定している業務（受付窓口など）が、郡山市保健所に変更されます。

高度管理医療機器等販売・貸与業及び管理医療機器販売・貸与業に係る医薬品医療機器等法上の申請及び届出等については、平成27年4月1日からは、直接、郡山市保健所に提出してください。

医薬品医療機器等法関係手続き等の受付窓口の変更内容

医薬品医療機器等法関係手続き等	営業所所在地	受付窓口	
		平成27年 3月31日まで	平成27年 4月1日から
<ul style="list-style-type: none">・高度管理医療機器等販売・貸与業許可（更新）申請・管理医療機器販売・貸与業の届出・高度管理医療機器等販売・貸与業及び管理医療機器販売・貸与業に関する変更届（廃止、休止届含む）・高度管理医療機器等販売・貸与業許可証の書換え・再交付申請・管理医療機器販売・貸与業届出済証の交付申請	郡山市	福島県 県中保健所	郡山市保健所

※麻薬、覚せい剤に関する手続きの窓口は、従来どおり変更ありません。

郡山市保健所 総務課 医事薬事係
〒963-8024 郡山市朝日2丁目15番1号
TEL 024-924-2120 FAX 024-934-2860

* 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律